

JETCRETE（高圧噴射攪拌工法）が建設技術審査証明を取得 —第三者機関が液状化対策への有効性を確認—

ケミカルグラウト株式会社（本社：東京都千代田区霞が関、代表取締役社長：相河 清実）は、自社で開発した高圧噴射攪拌工法「JETCRETE」について、一般財団法人ベターリビングによる建設技術審査証明（住宅等関連技術）を取得しました。

【JETCRETE の概要】

JETCRETE はオーダーメイドの地盤改良体を造成できる高圧噴射攪拌工法であり、開削工事の底盤改良やシールド工事の発進・到達防護といった仮設目的の地盤改良はもちろん、液状化対策や構造物の支持といった本設目的の地盤改良も可能な工法です。

また、小型施工機を用いることで建物内部や住宅地の間から施工することも可能であり、建物利用者の日常生活を妨げずに液状化対策をすることができます。

【建設技術審査証明の内容】

今回の技術審査では、以下の3点について証明が行われました。

① 「JETCRETE 品質管理指針」が適切であることの証明

JETCRETE はオーダーメイドの地盤改良を可能にする技術です。これは大きなメリットである一方、任意の改良径や改良強度を実現するためには、従来の高圧噴射攪拌工法よりも厳格な品質管理が必要となります。今回の証明では、当社がまとめた「JETCRETE 品質管理指針」で規定される配合計画、施工管理、品質検査などが適切であることが確認されました。

② 格子状壁形式に配置した地盤改良体の品質の証明

③ 格子状壁形式に改良した格子内地盤評価の証明

このふたつの証明はどちらも格子状壁形式改良（格子状改良）に関するものであり、具体的には、JETCRETE による格子状地盤改良体について、機械攪拌工法である DCM-L 工法の改良体と同等の品質であることなどが確認されました。

【今後の展開】

今回の証明取得により、JETCRETE の品質管理手法の適切さと、JETCRETE による格子状改良の有効性が確認されたものと考えており、土木・建築構造物の支持力対策工事や市街地の液状化対策工事などで幅広く活用されることが期待されます。

また、たとえば東京都の戸建住宅の液状化対策工事では、建設技術審査証明を取得している技術を採用することで工事費が補助される制度¹⁾があり、こうした制度に JETCRETE を適用することも可能となります。

1) 東京都都市整備局「[東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度概要](#)」

詳細は[東京都建物における液状化対策ポータルサイト](#)をご参照ください。

